

柳井市都市公園施設長寿命化計画

平成31年3月

山口県柳井市 都市計画・建築課

1 都市公園整備状況

(平成30年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
19 公園	34.63ha	11.30 m ²

2 計画期間 [平成30年度～平成39年度 [10箇年]]

3 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2

②選定理由

柳井市にて管理する都市公園のうち、面積2ha以上の都市公園を対象とした。

- ・柳井ウェルネスパーク:20.40ha[運動公園] 平成12年4月 供用開始(整備主体:山口県)
平成24年4月 山口県から柳井市へ譲与
- ・茶臼山古墳歴史の広場:2.60ha[特殊公園(歴史公園)] 平成10年3月供用開始

4 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
68	12	52	23	34	147	31

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
353	0	0	720

②これまでの維持管理状況

公園管理者(指定管理者)が定期的に公園管理(点検、修繕、清掃等)を実施し、定期点検(遊戯施設、特殊設備等)は、専門業者等が年1回実施している。

③選定理由

公園の供用開始年度より概ね20年が経過し、多くの公園施設で処分制限期間を迎える時期となっており、劣化・損傷が著しい施設も見受けられることから、全ての公園施設を対象に健全度調査を実施し、予防保全型と事後保全型の管理類型を分類した。

5 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査実施時期 平成29年11月～平成30年2月

点検調査方法

公園施設の安全点検に係る指針(案)に示されている公園施設履歴書を作成し、公園施設長寿命化計画策定指針(案)による健全度調査票と様式を使用した。点検は、公園施設長寿命化計画策定指針(案)に準じて実施した。

遊 戯 施 設:遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)」による遊具点検を、公園施設製品安全管理士により実施した。

建 築 物:公園施設長寿命化計画策定指針(案)に示される点検項目に準じて主に目視による調査を実施し、手の届く範囲においては打診調査を実施した。

特 殊 設 備 等:法定点検(年1回実施)を健全度調査として活用した。

健全度調査結果の概要

現地調査を基に施設毎に劣化状況や安全性を確認し、総合的に健全度の判定を行った。

健全度の判定は「A・B・C・D」の4段階で表される。

各公園の劣化状況は以下のとおりであった。

【柳井ウェルネスパーク】

D判定となる木製ベンチ、C判定となる温水利用型健康運動施設(アクアヒル柳井)等の劣化、損傷を確認した。

【茶臼山古墳歴史の広場】

C判定となる園路、駐車場等の劣化、損傷を確認した。

6 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全(清掃・保守・修繕等)と日常点検は、公園管理者(指定管理者)が計画的に実施し、施設の劣化、損傷を把握する。また、軽微な劣化、損傷が把握された場合は、部分的な修繕等を適宜実施していく。

なお、公園施設の異常(著しい劣化等)が発見された場合は、速やかに公園施設の使用中止を実施し、公園施設の利用による事故等を予防する。

また、この時点で専門業者等による健全度調査を実施し、撤去又は補修若しくは更新を判断し併せて策定した公園施設長寿命化計画の見直しを行う。

7 公園施設の長寿命化のための基本方針

健全度判定を基に、第三者への影響などを考慮し、優先順位を決めて補修、更新する。

補修、更新を計画的に実施することにより、劣化、損傷による事故を未然に防ぎ、機能を保全しつつ、公園施設の長寿命化を図る。

今後は、毎年点検を実施する「遊戯施設や特殊設備等」を除く公園施設に対し、概ね5年ごとに健全度調査を実施する。

なお、次回健全度調査実施後は、本計画に計上した長寿命化対策の実施状況を踏まえつつ、次回健全度調査の結果に基づき、調査時から向こう10年間での公園施設長寿命化計画の見直し、策定を行い、公園施設の長寿命化、維持管理費の縮減を図っていく。